

利根沼田文化会館におけるキッチンカー（移動販売車）等出店に係る要領

1 目的

利根沼田文化会館（以下、「会館」という）の使用の許可を得た者（以下、「利用者」という）又はその委託を受けた者（以下、「出店者」という。）が催し物の一環としてキッチンカー（以下、「移動販売車」という）を利用した食品販売を行うときに必要な事項を定めることを目的とする。

2 出店概要

(1) 出店場所及び区画

会館敷地内で理事長が指定する場所

(2) 指定する用途

調理営業又は販売業を行う移動販売車

(3) 販売品目

酒類を除く食品（食品の自動車営業許可を保健所より得ているもの）

(4) 営業可能時間

利用者が会館の使用許可を得ている時間の範囲内とする。

3 資格要件

次に掲げる条件すべてに該当する者とする。

- (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにその協力者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (3) 食品衛生責任者の資格及び自動車による食品営業に係る営業許可（調理営業又は販売業若しくはその両方。群馬県内の保健所の許可）を有するもの。

4 遵守事項

(1) ごみ等の処理

- ア 出店者は、必ずごみ箱を移動販売車の直近に見やすく設置し、排出するごみは分別して適切に処分すること。
- イ 出店者は、移動販売車及びその周辺を常に清掃し、清潔を保つことで施設利用者が快適に過ごせるよう努めること。
- ウ 出店により発生した排水は、施設内設備に流さず、持ち帰り適正に処分すること。
- エ 施設内での汁物や油類の廃棄を厳禁とする。
- オ 出店者は営業終了後、使用箇所を片付け、現状を回復すること。

(2) 衛生管理・販売品について

- ア 衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。
- イ 食中毒等の予防に細心の注意を払い、保健所による立ち入り検査があった場合はこれに従うこと。
- ウ アレルゲン表示の義務は食品表示法で加工食品に限られているが、出店者の判断で消費者への配慮を行うこと。（正確に把握している品目のみ表示し曖昧な表示を避ける、口頭で、アレルギーの有無を確認する等）
- エ 出店者は生産物賠償責任保険（PL保険）に加入すること。

(3) 設備・出店について

- ア 出店に必要な経費等は出店者の負担とする。
- イ 施設内の電気、水道の利用は許可しないので、出店者が用意すること。
- ウ 出店中はBGM等の使用はしないこと。
- エ 調理に火気を使用する場合は、必ず消火器を設置すること。なお、利用者は、利根沼田広域市町村圏振興整備組合火災予防条例等施行規則第9条の規定に該当する場合は利根沼田広域中央消防署へ届出をすること。

(4) 注意事項

- ア 出店による事故(火災や食中毒等)や苦情（販売品や営業方法に関するものを含む）等のトラブルは出店者が全責任を負い誠意を持って対応すること。なお、発生したトラブルについては、その内容を直ちに会館に報告すること。
- イ 本要綱に定めるもののほか、その他関連法令を遵守すること。
- ウ 出店に伴い発生した会館又は第三者への損害は、出店者が一切の賠償の責を負うこととする。

5 提出資料

(1) 提出資料

ア 物品販売申請書

イ 営業許可書の写し（沼田市内で営業可能なことが証明できるもの）

ウ 移動販売車の写真（ナンバープレートの確認可能な写真）

(2) 提出先及び連絡先

利根沼田文化会館 1 階事務室 電話：0278-24-2935